

新潟市清掃審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 69 号

新潟市清掃審議会規則の一部を改正する規則

新潟市清掃審議会規則（昭和41年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

- 4 令和7年10月1日に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。